

平成25年5月24日

偽装質屋経営者らの逮捕に関する会長声明

群馬司法書士会

会長 岡住 貞宏

このたび、高崎市において質屋を偽装して高金利で金銭の貸し付けを行っていたとして、「だるま質店」の経営者らが逮捕される事件が発生しました。

質屋営業法により質屋については貸付金に対し年109.5パーセントの金利が認められていることを隠れ蓑に、実質は貸金業を行ってしながら質屋を装ういわゆる『偽装質屋』による被害が、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行後、全国的に多発しています。

偽装質屋は、質物の鑑定等を行うことなく、経済的に無価値に等しいものを質物として預かり、一方で金銭の貸付を行い、出資法所定の制限金利を大きく超えた金利を取る業者です。こうした偽装質屋の被害に遭う市民は、年金収入のみで生計をたてている高齢者がほとんどであり、実質的には、高齢者が受け取るべき公的年金が貸付の際の担保になっています。このような手法が違法であることは言うに及ばず、偽装質屋は、高齢者の唯一の収入である公的年金を食い物に利益を貪る極めて卑劣な営業形態であると言わざるを得ません。

当会は、これまでラジオ等のメディアを通じ、市民に対し偽装質屋への注意を喚起して参りました。なお、今後も当会は偽装質屋に対する監視の目を光らせていくとともに、社会的弱者を食い物にするあらゆる違法営業の跋扈を許さない所存です。